



埼玉県報

第 2 4 3 5 号
平成24年10月23日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業の事業計画の変更\(第1回\)\(市街地整備課\)](#)
- [一般国道299号の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道三田ヶ谷礼羽線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第4区\)における選挙会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第4区\)における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Two Action
- 三 代表者の氏名
武笠 翼
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市坂下町四丁目二番二十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青少年に対しスポーツ指導を行い子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ノラ猫に光をアニマルプレス
- 三 代表者の氏名
関根 由美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡毛呂山町長瀬七百三十四番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、猫をはじめとする動物の殺害、虐待及び遺棄をなくし、人と動物が適正に共生できるための各種事業を行い、また、動物に対する不妊手術の推進などの適正飼育の普及活動を通して、社会教育の推進に努め、もって動物の生存権を擁護するとともに、人と動物が穏やかに共存できる環境の保全に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ白岡中央店

埼玉県白岡市小久喜九百八十三 一、九百八十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前八時四十五分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十四年十月十三日

ニ 届出年月日

平成二十四年十月十二日

二 縦覧期間

平成二十四年十月二十三日から平成二十五年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月二十三日から平成二十五年二月二十五日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキ薬品深谷上柴店

埼玉県深谷市上柴町東三丁目十三 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時四十五分

（変更後）午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後十時

（変更後）午前八時四十五分から午後十一時十五分

八 変更年月日

平成二十四年十月十八日

二 届出年月日

平成二十四年十月十一日

二 縦覧期間

平成二十四年十月二十三日から平成二十五年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月二十三日から平成二十五年二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア寄居北店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南田島二千九百十六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地

株式会社バンデロール 代表取締役 杉山祐将

静岡県沼津市今沢字水上四百二十の一

株式会社日本一 代表取締役 染谷幸雄

千葉県野田市目吹千九百六十五

惣インターナショナル株式会社 代表取締役 丸山佳伸

神奈川県横浜市港南区港南台三丁目三番一号港南台駅前二百十

四ビル五百五

株式会社十万石ふくさや 代表取締役 横田康介

埼玉県行田市長野二丁目二十七番二十八号

株式会社トーツー 代表取締役 伊藤祐章

埼玉県上尾市柏座一丁目十二番十三号

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番

株式会社十万石ふくさや 代表取締役 横田康介

埼玉県行田市行田五番十号

株式会社荻野商店 代表取締役 荻野真仁

埼玉県大里郡寄居町大字寄居千六百二十五番地

株式会社ビームス 代表取締役 滝澤弘樹

東京都葛飾区東金町一丁目三十四番十一号

八 変更年月日

平成十八年一月十三日外

二 届出年月日

平成二十四年十月十二日

二 縦覧期間

平成二十四年十月二十三日から平成二十五年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月二十三日から平成二十五年二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア寄居北店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南田島二千九百十六外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年十月十六日

二 届出年月日

平成二十四年十月十二日

二 縦覧期間

平成二十四年十月二十三日から平成二十五年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月二十三日から平成二十五年二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

測量計画機関の長である東松山市長森田光一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（東松山市公共基準点のパラメータ補正）

三 作業地域

東松山市

四 作業期間

平成二十四年八月二十日から平成二十五年三月一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十四年九月二十六日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関の長である秩父郡小鹿野町長福島弘文から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父郡小鹿野町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

秩父郡小鹿野町全域

四 作業期間

平成二十四年八月三十一日から平成二十五年三月二十九日まで

告示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関の長である東京都知事石原慎太郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

東京都

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影・東京都縮尺二五 分の一地形図作成）

三 作業地域

埼玉県 三郷市、八潮市、草加市、川口市、戸田市、和光市、朝霞市、新座市、所沢市、入間市、飯能市、秩父市

四 作業期間

平成二十四年九月十四日から平成二十七年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

測量計画機関の長である児玉郡上里町長関根孝道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

児玉郡上里町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、二級基準点改測、三級基準点測量、三級基準点改測）

三 作業地域

児玉郡上里町

四 作業期間

平成二十四年十月九日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

測量計画機関の長である大里郡寄居町長島田誠から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

大里郡寄居町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

大里郡寄居町大字用土地区

四 作業期間

平成二十四年十月一日から平成二十五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

平成二十四年埼玉県告示第四十三号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十四年十月九日終了した旨測量計画機関の長である幸手市長渡辺邦夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

西吉見南部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十七日から

平成二十八年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡吉見町大字西吉見の一部及び大字南吉見字永腐裏の全部

四 事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四百十一番地

五 設立認可の年月日

平成二十四年七月十七日

六 変更認可の年月日

平成二十四年十月二十三日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 二百九十九号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
篠原六八番四地先まで	日高市大字高麗本郷字八舟六三 六番一地从り同市大字久保字	区 間
一五・一二 一七・〇九	一〇・六六 一七・〇九	敷地の幅員 (メートル)
四六・〇三		延 長 (メートル)
地域活性化・公共投 資臨時交付金工事		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

二百九十九号	路線名
日高市大字高麗本郷字八舟六三六 番一地从り同市大字久保字篠原 八〇番一地从りまで	供用開始の区間
平成二十四年十月二十三日	供用開始の期日
延長一三五・一〇 メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 三田ヶ谷礼羽線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市戸川字前川 二三三番一地先まで</p>	<p>加須市戸川字卯ノ森 一五九三番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・〇〇〇 一二・八〇</p>	<p>四・九〇〇 一二・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一九〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築・橋梁架け換え 事業</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県選管告示第六十一号

平成二十四年十月二十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第四区）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十月二十九日 午前十時

二 場所 加須市役所五階五〇四会議室

告 示

埼玉選東第四区告示第三号

平成二十四年十月二十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第四区）における選挙会の参観人員を十五人に制限する。

平成二十四年十月二十三日

埼玉県議会議員補欠選挙東第四区選挙長 橋 本 松 雄